

品川区居宅介護等利用者に対する利用者負担軽減事業運営要綱

制定 平成18年5月15日 区長決定

要綱第100号

改正 平成19年8月13日 区長決定

要綱第119号

改正 平成21年4月 1日 区長決定

要綱第362号

改正 平成22年3月 5日 区長決定

要綱第 12号

改正 平成23年3月15日 区長決定

要綱第 19号

改正 平成23年12月28日 区長決定

要綱第 17号

改正 平成24年 3月 8日 区長決定

要綱第 27号

改正 平成25年 3月 4日 区長決定

要綱第 22号

改正 平成25年 3月22日 区長決定

要綱第 38号

改正 平成26年 3月 18日 区長決定

要綱第 56号

改正 平成26年 9月 17日 部長決定

要綱第109号

改正 平成27年 3月 31日 区長決定

要綱第184号

改正 平成28年 3月 31日 区長決定

要綱第151号

改正 平成29年 3月 15日 区長決定

要綱第 31号

改正 平成30年 4月 1日 区長決定

要綱第141号

改正 平成31年 4月 1日 区長決定

要綱第340号

(目的)

第1条 この事業は、障害者の地域での自立生活を支える最も基幹的なサービスであるホームヘルプサービスを利用する低所得者について、障害

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。以下「法」という。）に基づく利用者負担額を軽減するために必要な事項を定め、事業の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（対象利用者）

第2条 この事業の対象となる利用者（以下「対象者」という。）は、品川区から法第22条第8項による障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けた者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）第17条第2号および第3号に該当する者とする。

（対象サービス）

第3条 この事業の対象となるサービスは、法第5条第2項に定める居宅介護、同条第3項に定める重度訪問介護、同条第4項に定める同行援護および同条第5項に定める行動援護とする。

（軽減内容）

第4条 品川区は、対象者の対象サービスの利用に係る利用者負担について、法の規定により通常10%とされている利用者負担割合を3%に減額し、法に基づく利用者負担額と減額後の利用者負担割合により算出した利用者負担額の差額を対象者に給付することができるものとする。

（対象者の決定）

第5条 前条の給付を受けようとする者は、区長にその旨を申請しなければならない。

2 区長は、前項により申請があった場合には、第2条に定める対象者であるか否かを調査し、速やかに決定のうえ通知しなければならない。

3 区長は、第1項による申請者が第2条に定める対象者であると認めたときは、受給者証に「居宅介護等利用者負担3%」と記載する。

（軽減の方法）

第6条 対象者が指定障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービス事業者を含む。以下同じ。）から対象サービスを受けたときは、区長は、第4条による給付費を当該指定障害福祉サービス事業者に支払うことができる。

2 前項による支払いがあったときは、対象者に対し第4条による給付費の支給があったものとみなす。ただし、区長が必要と認める場合は、前項の方法によらず、対象者に直接給付費を支給することができる。

3 対象者の利用者負担額が減額後の額で支払われていることを確認するため、区長は、指定障害福祉サービス事業者に利用者負担の請求書ま

たは領収書の控えその他必要な書類の提出を求めることができる。

(他制度との適用関係)

第7条 高額障害福祉サービス費（基準該当障害福祉サービスに要した費用のうち、負担上限月額を超える額を除く。）については、本軽減措置適用後の利用者負担額をもとに算定することとする。

(譲渡または担保の禁止)

第8条 この要綱による給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第9条 偽りその他不正の行為によって、この要綱による給付を受けた者があるときは、区長は、その者から、当該給付の額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 法附則第24条の規定により同法の施行前に行った支給決定および利用者負担額減額・免除等決定に係る本事業の対象者の決定その他区長が必要と認める場合には、法第20条に基づく利用者負担額減額・免除等申請をもって第5条第1項の申請があったものとみなすことができる。
- 3 前項の場合その他区長が必要と認める場合には、第5条第3項の受給者証への記載等をもって第5条第2項の通知に代えることができる。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年9月17日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。